

## はじめに

社会福祉学という学問領域はどのように構想できるか。社会福祉学において人権論はどのように構想できるか。本書で検討するテーマはこの2つである。

これまでの筆者の関心は、社会福祉原論の立場から、学際的な応用学問とされる社会福祉学が他領域の議論を手広く摂取しながらも一個の学問としていかなる共通性をもってきたのかを、ときに各論にあたる研究と対話させつつ考察することにあつた。本書では社会福祉学の基礎研究にあたる社会福祉原論において（したがって各論においても）、極めて重要な概念とされてきた人権に着目した。

実定法レベルの人権は法治国家の作用として法的に私たち国民に影響を与えるが、しかし望ましい理念としての人権は、理念として未来に開かれているものであるから、民主制国家を単位とする以上、統治機構に向けて、また私たち国民自身に向けて、常に柔軟に解釈し問い直すことが許されている。実定法レベルの人権の内容は、国民一人ひとりが考える人間の範囲と人間らしさの観念の反映であり、つまり理念としての人権の実現の度合いの反映である。それは理念の実現を目指していく過程で無限の修正を求められている。その作用を政治現象ないし社会現象として分節してみれば、一つは議会民主制の下での立法において、一つは国民間の何らかの社会的合意において、もう一つは生活する国民一般としての文化において、無限に自己修正されているものである。本書で扱う人権とは、プラグマティックな民主主義の文脈での人権であり、この文脈において社会福祉学における人権論を理解できる。

近年、特に2015年前後に民主主義がキーワードとして社会的に広く問われた頃から、政治現象ないし社会現象として明らかになっているのがまさに民主主義の難点である。すなわち、私たちは、グローバル化の中で共同体の絆が弱まり、消費者として疑似的に自立するほかない不安な個人がむき出しになるところに、情報通信技術によって多数派や強者への擬態を可能にする環境が与え

られ、あらゆる事象を一時的な享樂に変質させ消費していく。制度としての民主制にあって精神としての民主主義を悲觀させるに至っている。

この状況を指して、2015年前後にアカデミズムの内外で反知性主義、ポピュリズム、ポストトゥルースなどの語が流行した。これらは民主制国家における国民の群衆としての側面を強調し、熟議を放棄した印象や感情に基づく単純な決断が民主主義の一つの帰結としてのトレンドとなっていることに警鐘を鳴らすものであるが、これは同時に国民の理性のみならず感情の力が衰退していることも示唆している。

人権の具体的な内容は、当該の共同体の民主主義の精神による表現であり、その意味で共同体のメンバーの人間観と人間の権利に関する合意の側面をもつ。当該の共同体が民主制を採用する以上、人間とはどこまでを含むのか、人権として保障されるべきものが何であるかさえ常に揺らぎ、ときに破壊的でニヒリスティックなものになりうる。この基本を一層意識しなければならない時代にある。

本書のテーマの一つである、社会福祉学という学問を理解するためには、社会福祉学という領域を社会福祉領域の研究者、実践者、そのほかの関係者、利用者も含めたさまざまな人々の研究コミュニティとして理解すること、そしてこのコミュニティは「福祉の理念」を共有して行動しており、理念と行動の対話を重視することによって成り立っていると理解する必要がある。その上で、本書のもう一つのテーマである、社会福祉学における人権論の考察に進むことにする。

第1章ではまず社会福祉学という学問の特徴について概説し、社会福祉学において人権を議論の対象とする意義、また社会福祉学における人権論の系譜と呼べる議論を確認する。その上で人権論の全体像を描くための視点について述べる。

第2章では社会福祉学における人権論を考察する上での視座となる社会福祉学のあり方について考察する。社会福祉学はそのプログラムを成り立たせる目的として〈福祉の理念〉を観念し、その実現のための手段としてさまざまな制度・政策・サービス体系を観念しているところにその特徴がある。この点を意

識して、従来型の〈実体概念としての社会福祉〉に基づく社会福祉学の構想から〈目的概念としての社会福祉学〉に基づく社会福祉学への転換を図り、人権論への助走とした。

第3章では社会福祉学における人権概念の多義性に言及した上で、第2章で得た視座から社会福祉学における人権論の系譜と特性を明示した。社会福祉学における人権論は大きく分けて社会保障法学、運動論、福祉思想・福祉哲学の3つである。まずもって社会福祉学における人権の位置は、超実定法レベルの〈福祉の理念としての人権〉にあると見定められる。そこで〈福祉の理念としての人権〉を起点とした、社会保障法学、運動論、福祉思想・福祉哲学を含め、その位置づけを明らかにした人権論の見取り図を与えた。

第4章では、第3章で与えられた見取り図のうちの理論的空白地帯である〈実体概念としての社会福祉〉の外側の、文化の視点による人権理解について考察した。この領域を担いうる議論が、一番ヶ瀬康子が後期に理論的実践的に開拓を目指した「未完の」福祉文化論である。福祉文化論の可能性、課題、また一番ヶ瀬康子の運動論と福祉文化論の理論的關係性を確認し、社会福祉学における人権論の一つの可能性として人権文化という構想を示した。

第5章は第4章の議論の掘り下げであり、人権文化の追求の条件として、感情の力と権利の言語の文学性に着目した。福祉文化論が人権論に対してもつ可能性は感情という国民一人ひとりがもつものを人権という権利の言語へと「流入」させ、文学性を伴った解釈と修正を通して再構成に関わっていく姿勢である。

本書の考察は文献調査によって行った。ただし使用文献には、辞典や、インターネットで閲覧可能な資料等が含まれており、使用文献一覧に記載した。



社会福祉学における人権論

---

目 次

はじめに .....	i
<b>第1章 社会福祉学とその人権論の到達点 .....</b>	<b>1</b>
1 社会福祉学の登場とその特徴	1
2 実体概念としての社会福祉	4
3 社会福祉学における人権の意義	7
4 社会福祉学における人権論の系譜	10
5 社会福祉学における人権論を描くために	19
<b>第2章 社会福祉学の目的 .....</b>	<b>22</b>
1 目的手段関係の自覚	22
2 社会福祉の古典的三文法の再整理	26
3 社会福祉学のプラグマティックな性向	30
4 プラグマティズム転換論	33
5 社会福祉学の性向	40
6 実体概念としての社会福祉の存立根拠	43
7 ニード論論	48
8 社会、社会福祉あるいは社会福祉学から逃れる試み	52
9 人権論への助走として	56
<b>第3章 福祉の理念としての人権 .....</b>	<b>60</b>
1 社会福祉 = 人権のイメージ	60
2 生存権と幸福追求権を基軸とした人権観	62
3 個人の尊厳?	66
4 権利擁護について	68
5 理念としての人権の位置	70
6 福祉の理念としての人権	74
7 内包と外延	78
8 社会福祉学における人権論の俯瞰図	82

第4章 福祉文化論とその人権論 .....	90
1 連帯の条件としての共感	91
2 一番ヶ瀬康子の福祉文化論	94
3 近接領域にみる福祉文化論の課題	99
4 福祉文化論の運動論的意義	104
5 文化の福祉化というミッション	109
6 福祉文化と人権文化	110
第5章 人権文化の条件 .....	114
1 人権文化における感情と文学性	114
2 人権文化論における感情と文学性の関係	120
3 われわれと他者の理解	127
4 社会福祉学における人権論と人権文化論	131
おわりに .....	136
使用文献 .....	138